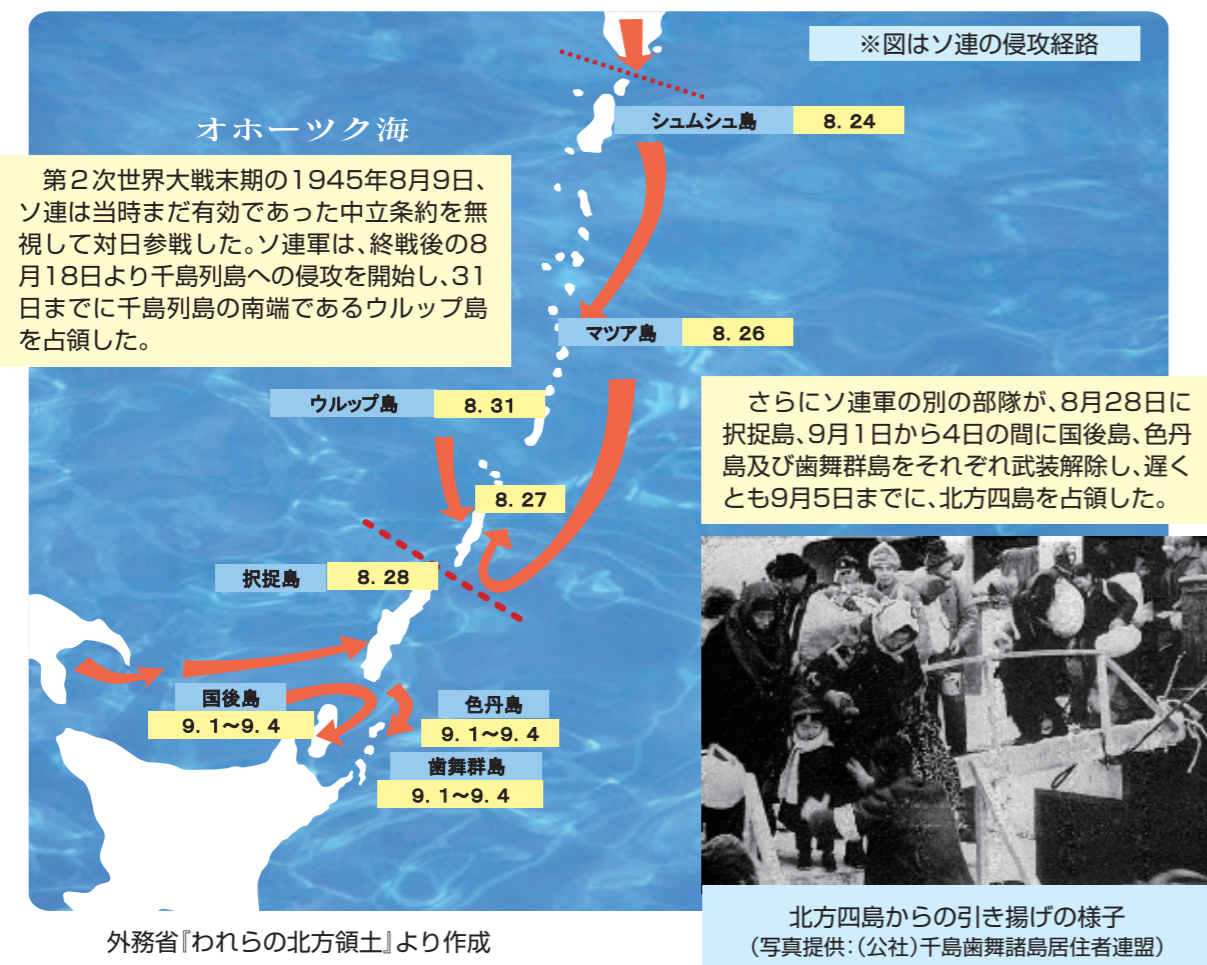


2 北方領土問題とは

昭和20年、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確に表明したのちに、ソ連が北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）に侵攻しました。その後、一方的にソ連領に「編入」して全ての日本人島民を強制退去させました。ソ連が崩壊してロシアとなった現在もなお、北方四島はロシアに不法占拠されています。

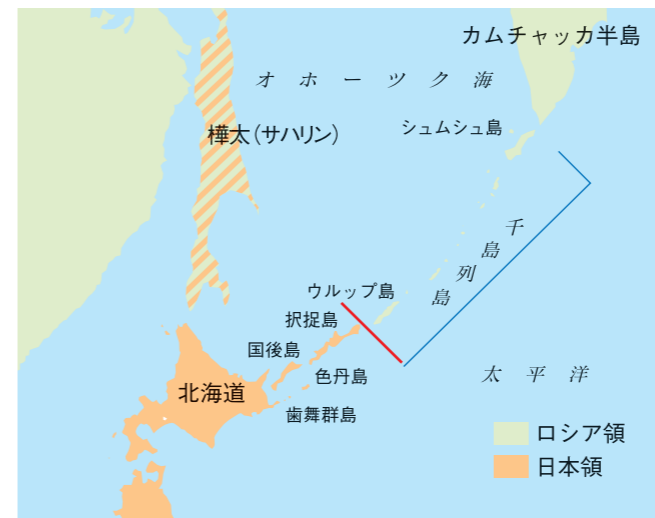
終戦時の経緯



当時、北方四島に住んでいた約17,000人の日本人のうち、約半数は自ら脱出しましたが、それ以外の島民は、昭和22年から23年にかけて、四島から強制退去させられ、樺太(サハリン)での抑留を経て、日本に送還されました。

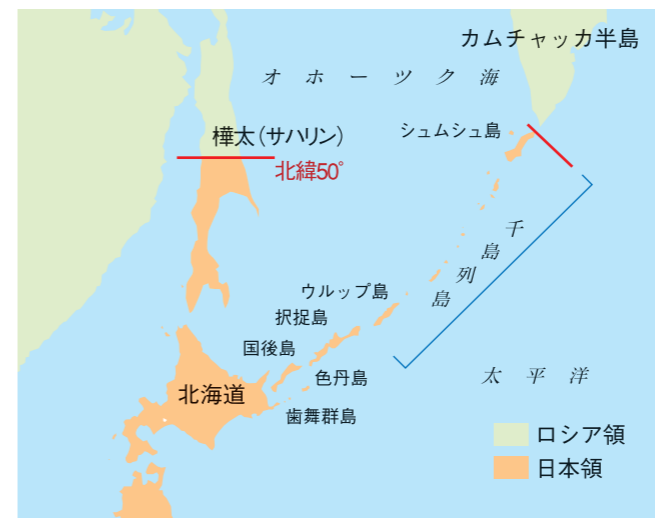
北方領土に関する取り決め

日魯通好条約 (1855年)



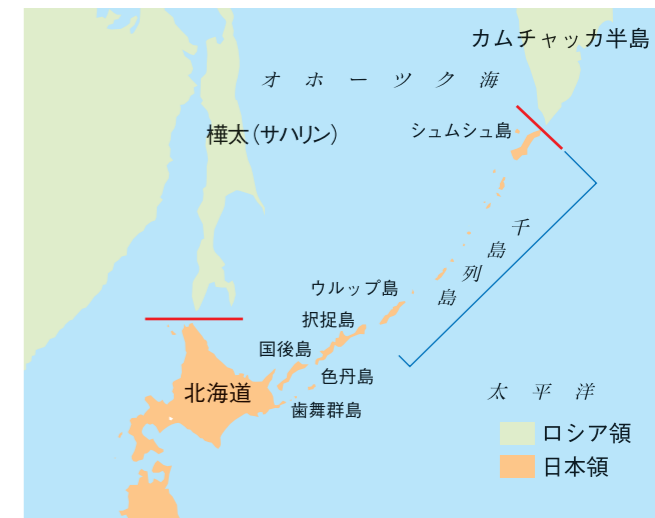
日露間の国境が初めて条約により確認されたのは、1855年に調印された日魯通好条約においてである。この条約で、国境は、択捉島とウルップ島の間と定められた。また樺太は従来どおり国境を設けず、両国民の混住の地とすることが定められた。

ポーツマス条約 (1905年)



1905年、日露戦争の結果、ポーツマス条約が締結され、北緯50度以南の南樺太が日本に割譲された。

樺太千島交換条約 (1875年)



1875年に樺太千島交換条約を結び、千島列島をロシアから譲り受けるかわりにロシアに対して樺太全島を放棄した。この交換条約では日本に譲渡される千島列島に属する島名を一つ一つ挙げているが、列挙されているのはウルップ島以北の18島の名称であって、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は含まれていない。

サンフランシスコ平和条約 (1951年)



1951年、サンフランシスコ平和条約が署名され(1952年発効)、日本は、千島列島と北緯50度以南の南樺太を放棄した。同条約にいう千島列島には日本固有の領土である北方四島は含まれていない。また、ソ連はこの条約に調印しておらず、この条約上の権利を主張し得ない。

以上の経緯からわかるように、北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土になったことがなく、歴史的にも、法的事実から見ても、我が国固有の領土ですが、ソ連及びロシアによって不法占拠されています。

我が国の北方領土問題に対する基本方針

北方領土問題は日露間の最大の懸案であり、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという対露外交の基本方針は不変です。内閣府北方対策本部では、北方領土問題の解決のため、国民世論の啓発、北方四島との交流の推進、元島民の援護等の諸施策を実施しています。

平和条約交渉の経緯

日ソ共同宣言 (1956年)

1956年10月に署名され、同年12月に発効した国際約束。ソ連は、歯舞群島及び色丹島を我が国に引き渡すことに同意した。ただし、現実の引渡しは平和条約締結後とされている。平和条約締結交渉を続けることとして、国交を回復した。

日ソ共同声明 (1991年)

1991年4月、海部総理とゴルバチョフ大統領により署名された。北方四島が、平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが初めて文書の形で疑義の余地なく明確に確認された。

東京宣言 (1993年)

1993年10月、細川総理とエリツィン大統領により署名された。領土問題を、北方四島の島名を列挙して、その帰属に関する問題と位置づけるとともに、領土問題解決のための交渉指針が示された。また、日ソ間のすべての国際約束が、日露間で引き続き適用されることを確認した。

クラスノヤルスク合意 (1997年)

1997年11月、橋本総理とエリツィン大統領の間で、東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことで合意した。

川奈合意 (1998年)

1998年4月、橋本総理とエリツィン大統領の間で、平和条約が、東京宣言第2項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むものとなるべきことで一致した。

イルクーツク声明 (2001年)

2001年3月、森総理とプーチン大統領により署名された。日ソ共同宣言が、両国間の外交関係回復後の平和条約締結交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。その上で、東京宣言に基づいて四島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国間の関係を完全に正常化するため、今後の交渉を促進することで合意した。

日露行動計画 (2003年)

2003年1月、小泉総理とプーチン大統領により採択された。日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明及びその他の諸合意が、四島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉における基礎であるとの認識に立脚し、交渉を加速することを確認した。

日露パートナーシップの発展に関する共同声明 (2013年)

2013年4月、安倍総理とプーチン大統領により署名された。
①両首脳は、戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識で一致し、
②日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付すため、双方に受入可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。

長門、東京での日露首脳会談 (2016年)

北方四島における共同経済活動

安倍総理とプーチン大統領は、北方四島における日露による共同経済活動に関する協議の開始が、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得ることにつき相互に理解に達した。共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、また、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明した。

元島民の方々のための人道的措置

安倍総理とプーチン大統領は、両国の人的交流のための良好な条件の創設に賛意を表明した。特に、1986年7月2日付けの日ソ間の合意に基づいて実施されている、先祖の墓を訪問するための日本人の元居住者の往来に関するテーマが触れられた。双方は、人道上の理由に立脚し、この制度は、日本人参加者が高齢であることを考慮した改善を必要としていることで合意した。この関連で、安倍総理とプーチン大統領は、両国外務省に、あり得べき案を迅速に検討するよう指示。双方は、これに関するあらゆる問題について対話を継続することでも合意した。

シンガポールでの日露首脳会談 (2018年)

安倍総理とプーチン大統領は、戦後70年以上残されてきた課題を次の世代に先送りすることなく、必ず終止符を打つという強い意志を完全に共有した。「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意した。

大阪での日露首脳会談 (2019年)

安倍総理とプーチン大統領は、2018年にシンガポールにおいて共に表明した、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの決意の下で、精力的に平和条約交渉が行われていることを歓迎し、引き続き交渉を進めていくことで一致した。2016年に長門で表明した平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を確認し、四島における共同経済活動の実施に向けた進展を歓迎した。

日露首脳電話会談 (2020年)

菅総理とプーチン大統領は、2018年のシンガポールでの首脳会談で安倍総理とプーチン大統領が「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。

日露首脳電話会談 (2021年10月)

岸田総理とプーチン大統領は、2018年のシンガポールでの合意を含め、これまでの両国間の諸合意を踏まえて、しっかりと平和条約交渉に取り組んでいくことを確認した。